

～ お 知 ら せ ～

浄化槽法における知事の権限が市町村長に移譲されました！

平成22年4月1日から

【質問】

権限移譲とは何ですか。私たちの生活にどんな影響がありますか。

【答え】

「権限移譲」とは市町村との協議により、従来は県で行っていた事務を市町村に移すことをいいます。県民の皆様により身近な市町村で事務を行うことにより、「申請窓口が近くなる」「審査や認定にかかる時間が短縮できる」などのメリットがあります。

☆ 浄化槽設置の際の届出や浄化槽管理者（所有者、占有者など浄化槽の管理を行う者）が行う届出は従来県の保健所が届出先でしたが、平成22年4月からは各市町村（下水道課や環境衛生課などの浄化槽担当課）が届出先となります。

【浄化槽管理者が行う届出】

- ・ 浄化槽使用開始報告書（浄化槽の使用を開始した場合）
- ・ 浄化槽休止届（浄化槽の使用を3ヶ月以上休止する場合）
- ・ 浄化槽使用廃止届（浄化槽の使用を廃止した場合）
- ・ 浄化槽管理者変更届（売買等管理者の変更があった場合）
- ・ 技術管理者変更届（501人槽以上の浄化槽で、技術管理者を変更した場合）

☆ また、保守点検・清掃・水質検査などの適正な維持管理に関する指導等も市町村が行うこととなります。

☆ 和歌山市は従来からこれらの事務を行っており、変更されることはありません。

☆ 詳細については、県の下水道課または各市町村の浄化槽担当課へお問い合わせください。